

令和7年度第6回和歌山県最低賃金専門部会

議事録

開催日時 開催場所	令和7年8月19日（火） 和歌山労働総合庁舎6階会議室	17時32分から 20時50分まで
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	定数3名 定数3名 定数3名

○廣谷部会長

ただ今から、第6回和歌山県最低賃金専門部会を開催いたします。
初めに、本日の委員の出席状況、会議の成立状況等について、事務局から報告をお願いします。

○事務局（谷本）

はい。委員9名中、公益代表委員3名、労働者側委員3名、使用者側委員2名に出席いただいております。船富委員は、所用により御欠席です。

各代表の3分の1以上、全体の3分の2以上の出席であり、本会議が成立していることを報告いたします。

また、本会議は原則公開となっており、傍聴の告示を行いまして、希望がありました1名の方が傍聴されています。以上、報告いたします。

○廣谷部会長

それでは、議題1 金額審議に入りたいと思いますが、その前に、事務局から他府県の状況等、参考になる情報がありましたらお願いします。

○事務局（谷本）

はい。聞き及んでいるところから申し上げますと、三重県がプラス1円の64円引上げで発効日が11月21日、福井県がプラス6円で発効日が10月8日、鳥取県でプラス9円で10月4日、島根県がプラス8円で11月17日、茨城県がプラス6円で発効日は10月12日、広島県はプラス2円で発効日は11月1日、富山県はプラス1円で発効日は10月12日と、以上聞いております。

○廣谷部会長

はい。ありがとうございました。
労働者側、使用者側もそれぞれの所属する組織の中で情報収集や意見集約もされたと思いますが、参考になる情報や追加の御意見等がございましたらお伺

いしたいと思います。

まずは、労働者側は、いかがですか。

○濱地委員

はい、よろしくお願ひします。我々が聞いている今情報をいただいた部分でございますが、石川県プラス7円の70円というふうな情報を聞いてございます。

状況感は以上です。

○廣谷部会長

では、使用者側いかがでしょうか。

○児玉委員

はい。京都府がプラス1円の64円で発効日が11月21日というふうに聞いております。前回は奈良県さんがプラス2円で11月16日の発効と聞いています。以上です。

○廣谷部会長

はい。それでは金額審議に入りたいと思います。前回は、公労、公使の個別審議も行いまして、労働者側は前回専門部会で、65円プラスの1,045円で発効日優先ということでした。

使用者側は、前回の専門部会で、64円プラスの1,044円で11月1日の指定日発効でということでした。それぞれ金額及び発効日の提示をいただいたかと思います。

前回の審議内容を踏まえ、組織内でも改めて検討されているかと思いますがその点いかがでしょうか。事前に協議は必要でしょうか。それともこの場で言つていただきましょうか。

まず、労働者側いかがでしょうか。

○濱地委員

はい、労側ですけども、法定発効日というものを意識してまいりたいというふうに思ってございますし、奈良県より低い金額はありえないというふうなところから65円、プラス2円での法定発効での結審をよろしくお願ひしたいというふうに思ってございます。本部とも連携してるんですが、どうも全国的にこの法定発効日を超えるような発行日で結審してるというふうなところで本部は非常に問題視しているといったところのコメントをいただいているといったところを申し上げたいというふうに思います。

○廣谷部会長

はい。続いて使用者側いかがでしょうか。

○児玉委員

前回プラス1円64円ということで指定発効日11月1日ということを申し上げた訳ですけれども、近隣の状況を鑑みた場合ですね、特に三重県さんが11月21日だと。それに倣うように京都府さんがプラス1円で11月21日と。その先走っては奈良県さんの状況があったわけですけれども。

我々としてはその前に指定日発効に至っている主な原因というのが、諸々の事務作業ですね。これはかつてない大幅な上昇に対応するために、ひとつは補助金の申請等、期間の猶予が欲しいということと、社内的には賃金の改定をする、これはともすれば社内規定を変えていくと、そういういた作業に十分な時間が欲しいということ。あるいは、資金的な余裕をもって、元々資金源に余裕はないわけですから、そういうことの準備も整えたいということで、今回多くの県が指定日発効になっておりますと。

今聞き及んでいるところでは、11月21日が一番遅いタイミングになります。三重県と京都府がそうであると。奈良県は11月16日という日付になります。我々としてもできるならば近隣の県、奈良県、三重県に沿った形で日程をお願いしたいなというところであります。ということで、前回お願いをしたところが、ぎりぎりの線かなというふうに思っているところです。

○廣谷部会長

はい。双方の御意見をお聞きしましたが、まだ主張に隔たりがありますので、個別審議を開催して御意見をお聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。

〈意見等なし〉

○廣谷部会長

よろしいでしょうか。ではまず、公使で個別審議をお願いしたいと思いますので、労側退席お願いします。

傍聴者も退席願います。

〈傍聴者が退席する〉
〈公使個別審議〉
〈公労個別審議〉
〈傍聴者が着席する〉

○廣谷部会長

お待たせしました。では、再開をします。

個別に御意見を伺って労使からも御意見を述べていただきて調整を図らせていただきました。

結果としてプラス2円、65円アップで1,045円として11月1日を発効日とするということで全会一致の意見をいただきました。ただ、付帯事項について、今回の場合は全会一致でありますので、労使それぞれから意見をいただきて付帯決議をしたいと思います。そのために審議を続けるということで、次回というふうに考えております。それでよろしいでしょうか。

はい、専門部会を付帯決議のためにと。次回については、8月21日木曜日午前9時で開催したいと思います。よろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○廣谷部会長

では、次回8月21日木曜日午前9時ということで、よろしくお願ひします。

特に他に議題はございませんでしょうか。

○事務局（谷本）

はい、大丈夫です。

○廣谷部会長

本日の専門部会はこれで終了とさせていただきます。

遅くまでありがとうございました。